

人材紹介契約書

株式会社〇〇(以下「甲」という)と株式会社ゼンシン(以下「乙」という)は、乙から甲への人材紹介サービスに関し、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

(人材紹介サービスの提供)

第1条 乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次の人材紹介サービス(以下「本件サービス」という)を提供する。

- (1) 甲が行う求人についての求職者の紹介
 - (2) 上記の紹介を行うにあたっての助言
- 2 本件サービスの詳細は、以下のとおりとし、甲及び乙はこれに従うものとする。
- (1) 甲は、乙に対し、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件等(以下、総称して「求人条件」という)ごとに、求人条件を明示する文書(以下「求人票」という)を書面又は電子メールにより交付して、人材の紹介を依頼する。
 - (2) 甲は、求人条件の内容に変更が生じた場合、乙に対し、速やかに当該変更後の求人条件を書面又は電子メールで通知する。
 - (3) 乙は、求人条件に適合可能性がある人材(以下「候補者」という)のうち、甲の求人募集に申し込む意思があり、かつ、乙が適切と判断した人材を甲に紹介するものとする(以下、甲に紹介した人材を「応募者」といいます)。
 - (4) 甲は、乙が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに乙にその旨を通知しなければならないものとする。
 - (5) 甲は、応募者の採用を判断するにあたり、応募者と面談等を希望する場合、乙から当該応募者の情報を最初に受領した日の翌日から14日以内に、当該応募者と面談等を希望する旨を書面(電子メールを含む)で通知するものとする。当該期間内に当該通知がない場合、甲は、当該応募者の採用を拒否したものとみなすものとする。
 - (6) 甲は、乙が紹介した応募者の紹介後に、当該応募者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取扱うものとする。

(採用選考)

第2条 甲は、乙が前条により紹介した応募者を自ら選考の上、適切な人材と認めた場合には、甲の責任において当該応募者を採用するものとする。

- 2 甲は前項に基づき応募者の採用を決定した場合、又は当該応募者との業務委託契約その他これらに準じる契約の締結を決定した場合、乙に対して、直ちに、その旨及び当該応募者の理論年収の額(内訳を含む)、入社予定日その他本件対価(第4条第1項で定義)の算定に必要な事項を書面で通知するものとする。また、甲は、乙の指示に従って、当該事項を基礎付ける資料を提出するものとする。
- 3 甲は、乙から紹介を受けた応募者の採用を決定した場合、速やかに当該応募者に対して、労働基準法その他関係法令に従い、労働条件を明示し、内定通知書、内定承諾書、条件通知書等書面を交付するものとする。

(個人情報の取扱い)

第3条 乙は、甲が応募者を選考するにあたって乙が必要と判断し、かつ、応募者から同意を得た限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報(以下「個人情報」という)を甲に対して開示・提供する。

- 2 甲は、応募者の個人情報(氏名、生年月日、職業、性別、その他の記述又は個人別に付された番号・記号その他符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもので、当該情報のみで識別できないが他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を特定できるものを含む)を、厳重に管理し、第三者に対し、開示、公表又は漏洩してはならない。

- 3 甲は、自己の役職員に対し、前項の義務を遵守させるものとし、当該役職者による義務違反について、乙に対し、当該役職者と連帯して責任を負うものとする。
- 4 甲は、乙から紹介を受けた応募者を不採用とした場合又は当該応募者と業務委託契約等を締結しないことを決定した場合、乙の指示に従って速やかに当該応募者の個人情報等を返還又は破棄するものとする。

(対価)

第4条 甲は、乙から紹介された応募者の採用を決定した場合、又は当該応募者と雇用契約、業務委託契約その他これらに準じる契約(以下、総称して「雇用契約等」という)を締結した場合、本件サービスの対価(以下「本件対価」という。)として、以下の金額を支払うものとする。

【対価金額】

採用を決定した応募者又は雇用契約等を締結した応募者(以下、総称して「採用決定者」という)の理論年収の20%(税別)

2 前項の対価の算定等は、以下のとおりとする。

- (1)理論年収とは、①雇用契約の場合は、採用決定者の月額給与(通勤手当を除く。但し、算定可能な諸手当は全て含む)の12か月分(年俸制の場合には年俸額)及び理論上の通年賞与のほか、入社時賞与(支度金、サイニングボーナス等、同趣旨のものを含む)、採用決定者と同等の甲の被雇用者に対し通常支払われる諸手当、残業代を含むものとし、②業務委託契約その他これに準じる契約の場合は、業務委託料、その他業務の一切の対価の12か月分とする。
 - (2)理論年収の基礎となる残業代は、固定残業代に、採用決定日又は雇用契約等締結日のいずれか早い日の前年度において、採用決定者と同等の甲の被雇用者に対し支払われた時間外、深夜及び休日割増賃金の各平均年額(採用決定者と同等の甲の被雇用者がいない場合は、時間外、深夜及び休日割増賃金の合理的な年間見込額)を加算して得た額とする。なお、乙が甲に対して当該残業代に関する確認を求めた場合、甲は、合理的な根拠を示して回答しなければならず、甲がこれを行わなかった場合、理論年収の基礎となる残業代は、乙が合理的に算定した金額とすることができるものとする。
 - (3)理論年収の基礎となる賞与は、賞与算定基準額に、採用決定日又は雇用契約等締結日のいずれか早い日の前年度における賞与支給月数を乗じて得た額とする。なお、乙が甲に対して賞与支給月数の確認を求めた場合、甲は、前年度における賞与支給月数の合理的な根拠を示して回答しなければならず、甲がこれを行わなかった場合、乙は、前年度における賞与支給月数を4か月として算定することができるものとする。
- 3 甲は、乙に対し、本件対価を、採用決定者の入社日又は業務を開始した日のうちいずれか早い日(以下、総称して「請求基準日」という)を基準として、毎月末日締めで、翌月末日までに乙の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

(対価の返還)

第5条 請求基準日から6か月以内に、専ら、採用決定者の自己の都合により又は採用決定者の責めに帰すべき事由により雇用契約等が終了し、甲が乙に対し、当該終了から3か月以内にその事実を書面(電子メールを含む。)で通知した場合、乙は、甲に対し、以下の各号に従って、当該採用決定者について甲から受領した本件対価の一部を返還するものとする。但し、本条は、甲と応募者が有効期間6か月以内の雇用契約等を締結した場合は適用しないものとする。

- (1)請求基準日から1か月以内に雇用契約等が終了した場合
:当該採用決定者について乙が受領した本件対価の80%相当額の返還
- (2)請求基準日から3か月以内に雇用契約等が終了した場合

:当該採用決定者について乙が受領した本件対価の50%相当額の返還
(3) 請求基準日から6か月以内に雇用契約等が終了した場合

:当該採用決定者について乙が受領した本件対価の10%相当額の返還

- 2 乙は、甲から前項所定の通知を受けた場合、前項の返還期日を通知するものとし、当該返還期日まで前項に基づく返金を行うものとする。

(直接取引の禁止)

第6条 甲は、乙が応募者を紹介した日から2年間は、乙の事前の書面(電子メールを含む)による承諾を得ずに、当該応募者と直接連絡を取ってはならないものとする。但し、甲が当該応募者と雇用契約等を締結した場合はこの限りでない。

- 2 甲は、乙から紹介を受けた応募者を不採用とした場合又は当該応募者と雇用契約等を締結しない場合、乙が当該応募者を紹介した日から2年間は、乙の事前の書面(電子メールを含む)による承諾を得ずに、当該応募者と雇用契約等を締結してはならないものとする。

- 3 甲は、前二項に違反した場合又は不当に本件対価の支払を免れた場合、乙に対し、違約罰として本件対価の2倍相当額を支払うものとする。但し、本項の定めは乙から甲に対する損害賠償請求を妨げない。なお、違約罰の算定に当たり甲が理論年収額を明らかにしない場合、理論年収額は乙が合理的に算定した金額とする。

(応募者の併願)

第7条 甲は、乙から紹介を受けた応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認し、承諾する。

(苦情処理)

第8条 甲又は応募者から人材紹介において苦情があった場合、乙が厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者が誠意をもって対応するものとする。

(免責)

第9条 乙は、候補者、応募者又は採用決定者が甲又は第三者に対して発生させたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

- 2 乙は、候補者の資質、能力及び応募書類等の情報の正確性等、候補者に関する保証は行わないものとする。

(求人条件等の情報開示・公開)

第10条 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、甲の求人条件、求人票、その他甲の情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営又は利用するインターネットWebサイト等において開示・公開すること、その他候補者に開示することを同意するものとする。

- 2 乙は、業務提携関係にある人材紹介会社等に対し、甲への本件サービス提供に必要な範囲で、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示することができるものとし、甲は予めこれに同意する。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から受領し又は開示を受けた一切の情報(以下「秘密情報」という)を、秘密として厳重に管理し、相手方の事前の書面(電子メールを含む)による承諾を得ずに、第三者に開示、公表又は漏洩をしてはならず、また、本契約遂行の目的以外に利用してはならない。

- 2 個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しないものとする。

- (1)受領時に既に公知であったもの
 - (2)受領者の責によらず公知になったもの
 - (3)開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
 - (4)第三者から秘密保持義務を負わされことなく正当に受け取ったもの
 - (5)受領者が秘密情報によらずに独自に開発したもの
- 3 乙は、第1項にかかわらず、本件サービスの提供に必要な範囲で第三者に秘密情報を開示、公表できるものとする。
- 4 第1項にかかわらず、受領者は、本契約遂行目的のために秘密情報を開示する必要がある範囲に限り、受領者の役職員、弁護士、公認会計士税理士等（以下「開示許諾者」という。）に対して、秘密情報を開示することができる。この場合、受領者は、開示許諾者に対して、秘密情報の機密性を理解させ、かつ、受領者の責任において、開示許諾者に対し、本条に基づき受領者が相手方に負う義務と同等の義務を負わせて遵守させるものとし、相手方に対し、開示許諾者の行為について一切の責任を負うものとする。
- 5 法令・通達その他の行政上又は司法上の手続に従い秘密情報の開示を要求された場合、受領者は、開示前に（開示前に通知することが困難であることが合理的に認められる場合は、開示後速やかに）その旨を相手方に通知するものとする。また、かかる開示を行う場合にも、法律上要求される必要最低限の内容・範囲と認められる部分についてのみ開示を行うものとする。
- 6 相手方から要求があった場合、又は本契約が終了した場合には、受領者は、相手方の指示に従い、秘密情報を相手方に返還し、又は破棄するものとする。

（反社会的勢力の排除）

- 第12条 甲及び乙は、互いに、自らは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、並びに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (1)反社会的勢力との間に、これを利用していると認められる交際関係を有すること
 - (2)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙は、相手方が反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は第1項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの催告も要することなく本契約の全部若しくは一部を解除することができ、かつ、これにより生じた損害の賠償を求めることができるものとし、相手方はこれに異議をとなえない。また、解除者は、本項に基づく解除について、被解除者に一切の責任を負わない。

(解除)

第13条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相手方に対してその違反を是正するよう催告したにもかかわらず、当該催告から7日以内に当該違反が是正されない場合、本契約の全部又は一部を解除できる。

2 甲又は乙は、相手方が以下のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部又は一部を解除できる。

(1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき

(2) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

(3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は滞納処分、保全差押を受け、若しくはこれらの申立、処分を受けるおそれのある事由が生じたとき

(4) 破産手続開始、再生手続開始、任意整理開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき

(5) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

(6) 株主構成、役員の変動等により相手方の実質的支配関係に重大な変更が生じたとき

(7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

(8) 営業を廃止したとき

(9) 詐術、信用棄損その他の背信的行為があったとき

(10) その他前各号に準じる事由又は本契約を継続しがたい事由が生じたとき

3 前二項は、解除者から被解除者に対する損害賠償請求を妨げない。

(有効期間)

第14条 本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了1か月前までに甲乙いずれからも相手方に対する本契約終了の通知をしない場合、本契約は1年間同一条件で自動更新され、以後も同様とする。

(残存条項)

第15条 期間満了、解約、解除等理由如何を問わず、本契約が終了した後も、第3条第3項及び第4項、第4条、第5条、第6条、第9条、第11条、第12条第3項、第13条第3項、本条及び第16条の各規定は引き続き効力を有するものとする。

(専属的管轄裁判所)

第16条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第17条 本契約に定めない事項に関しては、信義則及び関係法令に基づき、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約成立の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印又は電子署名のうえ、各自保管する。

年 月 日

甲：(住所)

(会社名)

(役職名 氏名)

(電子署名)

乙:東京都八王子市新町2-5 コスモリード八王子1階 2階

株式会社ゼンシン

代表取締役 岸本 雅史

(電子署名)